





令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査

# 審查公報

## 愛知県選挙管理委員会

四



最高裁判所判事

昭和三三年二二月二七日生

最高裁判官としての心構え

最高裁は「法の番人」として、ひとつひとつとの事案について公平妥当な判断を行なうことがます重要であり、同時に、最高裁判官においてひとりひとりとしての國民や社會に使われていくか様々な事案で、公正正しく機能するよう盡る努力をしていく役割を担つてゐると言えます。

これまでの職務としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じ、価値観多様化の中で、まず、そして常に、「法」は何かと問われてきており、最後の握り所として「法」の重要性が高まつてきていると感じさせました。裁判所はこのような期待に沿つて、これまでのことを最重要であり、私は、最高裁判事として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主張とその換つて立つところを一章に検討し、また、同時にその判断の意味するところを、他の法律に考えながら「法」と向き合つて、当該事案の解決であるべき法の解釈等に向けて一所懸命に努力していくと考えています。

これまで、弁護士としての職責を果たす上では、女性が少なかつて、あるいは、弁護士としての職責を果たす上では、女性が少なかつて、仕事をしたいと考えてきました。裁判官となつてから信頼を得る仕事をしてみたいと考えてきました。裁判官となつてから司法の「異議」を扱う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職責を果たしたいたいと考えています。しかしながら、やはり最高裁をはじめとする女性裁判官の数は増えます。法律家としての女性全体としての機会が与えられるることはとても重要なことであると考えます。私は、これまで弁護士が切り拓いてくださった道をたどることで現とがて、今まで私は、たぶん最高裁判事として働く機会を頂くことができ、まさに私は、より若い裁判官の機会を頂かずです。がその「一石となるよう励んでいきたいと思つてはいます。

最高裁判所において開示した主要な裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありませ  
ん。

昭和五八年	福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女東北大学法学校卒業
平成六年	三月 東北大学法学校卒業
平成六年六月	四月 司法修習生
平成六年六月	五月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成六年六月	六月 ワシントン州立大学ロースクール修了（LL.B.）

奈良県大和郡山市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校 同高等學校を経て、東京大學法學部卒業。判事補任官 東京地裁、広島地裁、最高裁判行政局、同庁報撰謄書類、神戸地裁で勤務。昭和五八年四月 判事任命官五年四月 判事任命官

略  
歴



最高裁判所判事

昭和三年四月一九日生

最高裁判所において闇合した主要な裁判

一 令和三年六月三日 大法廷決定  
民法及び商法にある婚姻に際しての夫婦の氏の定めに関する規定が憲法「四条に違反しない」と判断した(多数意見)。その上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に觸れる事情の変化いかんによつては、これらの規定がこのような法制度に対する評価に至るにあつては、間違制度も含め、民主主義的なナショセスに委ねることによつて、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにするこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした。(補足意見付)

二 令和三年九月七日 第三小法廷判決  
被告人が「心神耗弱の状態にあったた第一審の事実認定に誤りがあるとして、なら事実取調べをせず完全・責任能力を認め自白した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした(全員一致、裁判長)。

裁判官としての心構え

「一つの事件に誠実に向き合ひ、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りのないよう努め、もつて、適切なまでの行訴の實に外務官としての経験を生かし、国際的侧面を有する事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国に共通な課題である高齢化・価値の多様化・デジタル化・グローバリゼーションなど社会が直面する大きな問題の検討にも力を注ぐより、今後とも努力していきたいと思います。

一九年八月在サンフランシスコ締結事  
二二年九月外務省國際法局長  
二四年八月駐オランダ特命全權大使  
二十五年七月外務省議官

東京都保谷市（現・西東京市）生まれ。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等師範学校卒業。東京大学教養学部教養学科（国際関係論分科）卒業。英語オックスフォード大学社会科学特別ディプロマ。同年四月、外務省人省。五年七月、同年五月五年。

A black and white portrait of Dr. Michael S. Lockett, a man with glasses and a suit, looking slightly to the left.

最高裁判所判事

昭和二九年四月一六日生

# 最高裁判所裁判官国民審査 衆議院議員総選挙 投票日 10月31日(日)

この審査公報は、愛知県選挙管理委員会のホームページからもご覧いただけます。ホームページアドレス <https://aichi-senkyo-2021.jp>

# 第25回 最高裁判所裁判官国民審査

# 第49回 衆議院議員総選挙

## 10月31日(日)

- ◎ 投票時間は、午前7時から午後8時までです。  
(投票時間は、離島・山間地等の一部の投票所では異なります。)
- ◎ 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、その氏名の上の欄に×を書いてください。  
やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- ◎ 衆議院小選挙区選挙の投票用紙には、候補者一人の氏名を正確に書いてください。
- ◎ 衆議院比例代表選挙の投票用紙には、一つの衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を正確に書いてください。
- ◎ **期日前投票制度**
  - ・投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方が対象となります。また、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される場合も対象となります。
  - ・投票期間は、10月20日(水)から10月30日(土)までの間です。  
また、投票時間は、午前8時30分から午後8時までです。  
(期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれの期日前投票所の間で投票期間や投票時間が異なることがあります。)
- ◎ **不在者投票制度**

選挙期間中、仕事や旅行などでお住まいの市区町村を離れ、投票のために帰ることができない方などは、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で「不在者投票」ができます。  
指定病院などに入院などしている方も、その施設内で「不在者投票」ができる場合があります。
- ◎ **郵便等による不在者投票**

身体に重度の障害がある方で一定の条件を満たす方には、郵便等による不在者投票制度・代理記載制度があります。詳しくは、お住まいの市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ◎ **特例郵便等投票**
  - ・新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。
  - ・投票用紙は、10月27日(水)午後5時までに(必着)、選挙人名簿に登録されている市区町村選挙管理委員会へ請求してください。
  - ・「特例郵便等投票」の対象者は、衆議院議員総選挙の有権者で、投票用紙の請求の時点で、以下の外出自粛期間・隔離等措置期間が10月20日(水)から10月31日(日)までの期間にかかると見込まれる方です。
    - ① 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方(ただし、濃厚接触者は対象外)
    - ② 検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設に収容されている方
  - ・「特例郵便等投票」の対象者及び投票方法については、愛知県選挙管理委員会のホームページでご確認いただくか、お住まいの市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

この審査公報は、愛知県選挙管理委員会のホームページからもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://aichi-senkyo-2021.jp>